

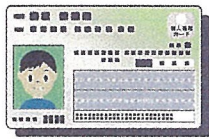
番号法(マイナンバー法)の改正により、平成30年1月1日から預金口座にマイナンバーが付番されることとなります。
新規口座を開設する際や、既に口座をお持ちのお客さまにもマイナンバー届出のご協力をお願いすることとなります。

マイナンバーの届出にご協力ください

個人の
お客さま

マイナンバーを届出いただく際に必要となる書類

マイナンバーカード



もしくは

通知カード



住民票の写し
(マイナンバーあり)



または

+

運転免許証などの本人確認書類^{※1}



^{※1} 顔写真付きのもの(運転免許証、パスポートや在留カードなど)であれば1点、顔写真なしのもの(健康保険証、住民票や年金手帳など)であれば2点

法人のお客さま

法人番号を届出いただく際に必要となる書類

国税庁 法人番号公表サイトの法人情報画面を印刷したもの



または

法人番号 指定通知書



+

登記事項証明書などの法人確認書類^{※2}



^{※2} 商業・法人登記簿謄本や印鑑証明など。不要な場合もあるので、詳しくはお取引のある信用金庫にお問い合わせください。

改正に伴って、個人番号の利用目的の変更(追加)を下記の通り行います。

1. 個人番号の利用目的等の変更内容

当金庫は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等により、お客様の個人番号等の情報を下記の範囲内でのみ利用致します。

(個人番号の利用目的)

- ① 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務 のため
- ② 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務 のため
- ③ 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務 のため
- ④ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤ 外国送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥ 預金口座付番に関する事務のため

※下線部が変更(追加)となった箇所です。

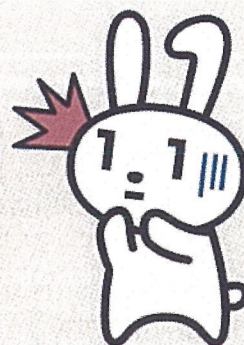
2. 個人番号の利用目的等 の変更日

上記の個人番号の利用目的等の変更日は、平成 30 年 1 月 1 日と致します。

以上



**不正な勧誘や
個人情報の取得に
ご注意ください!**



**信用金庫職員が、お客さまのマイナンバー管理不備などを
指摘して、金銭を要求することはありません。**



信用金庫は、法令にもとづき、マイナンバーを厳格に管理します。